

別表三（六）の記載の仕方

この明細書は、宅地建物取引業法第2条第3号《用語の定義》に規定する宅地建物取引業者である法人が措置法第63条第2項第1号《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》に規定する短期所有に係

る土地の譲渡等（令和8年3月31日以前に行うものを除きます。）について同条第3項（第8号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。